

輸出に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。

Q.1 ペットフードを海外へ輸出する際には、どのような手続が必要ですか。また、どこに問い合わせればよいですか。

A.1 ペットフードの輸出に必要な手続等は、輸出相手国や輸出する製品により異なり、輸出者ご自身で輸出相手国へ確認していただく必要があります。

また、日本国内の相談窓口についても、輸出者ご自身で確認していただく必要がありますので、以下を参考に確認をお願いします。

- [農林水産物・食品の輸出に関するご相談の受付窓口](#)（分野別・品目別に紹介されていますので、ご活用ください）
- [農林水産物・食品の輸出に関する国内外の制度](#)（主なものが紹介されていますので、ご活用ください）
- [衛生証明（health certificate）等の動物検疫に関する事項](#)
- [植物防疫に関する事項](#)
- [EU 域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録](#)
- [東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書](#)
（EU 向けに輸出するペットフードや養魚用飼料の製造事業場として登録されている施設で製造された製品を対象とした放射線セシウムに関する証明書発行を希望される場合についても、地方農政局へ申請してください）
- [輸出飼料、飼料添加物及びペットフードの自由販売証明書](#)
- [輸出食品の自由販売証明書](#)

Q.2 ペットフードを輸出する際、相手国政府から日本政府が発行した証明書の提出を求められました。どこで発行してもらえるのですか。

A.2 輸出に必要な書類等に関する日本国内の相談窓口については、輸出者ご自身で確認していただく必要があります。

相手国政府がどのような証明書（証明書の正式名称及び証明内容）を求めているのかを確認の上、**Q.1** を参考に確認をお願いします。

事業者の方は、ご不明な点は[農林水産物・食品輸出の一元的相談窓口](#)へご照会ください。